松前町公有財産管理台帳システム整備業務

仕　　様　　書

平成２２年６月

松前町　総務部　財政課

第１章　総則

（目的）

第１条　松前町（以下「甲」という。）では、「公会計の整備推進について」（総務省通知：総財務第２１８号平成１９年１０月１７日）に基づき、町有財産の実態把握と情報化を図るため、公会計対応型公有財産管理台帳システム（以下「本システム」という。）を整備することとした。

本システムは、庁内既存LAN環境を利用しWeb上で運用を行うことで全庁的に情報共有できることを目指し、資産の有効活用の促進、業務の効率化及び住民サービスの向上を図ることを目的としており、従来の公有財産台帳に加えて、公会計における基準モデルで求める情報を一元的に管理するシステムと地図情報システムを併せて構築するものである。

（法令等の遵守）

第２条　本業務の実施については、本仕様書によるほか、以下に示す関係法規等を遵守しなければならない。

（１）　地方自治法
（２）　地方自治法施行令
（３）　新地方公会計制度実務研究会報告書
（４）　「地方公共団体財務書類にかかる基準モデル」による財務書類作成の試行に関する報告書
（５）　「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関するＱ＆Ａ
（６）　新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引
（７）　不動産登記法
（８）　松前町財務規則
（９）　松前町個人情報保護条例及び施行規則
（１０）　その他の関係法令

（費用負担）

第３条　本システムの整備に関し、成果品の納入が完了するまでの一切の費用は、全て受託者（以下「乙」という。）の負担とする。なお、甲の仕様に合わせるため、システムのカスタマイズ等の作業が必要な場合においても、全て乙の負担において行うものとする。

（損害賠償）

第４条　乙は、本業務の遂行中に甲又は第三者に損害を与えた場合には、直ちに甲へその状況等を報告し、甲の指示に従うものとする。この場合に損害賠償責任は乙が負うものとし、甲は、乙の使用する者又は第三者からの求償に一切の責を負わない。

（第三者の権利の使用）

第５条　本業務の遂行にあたり、特許権等第三者の権利の対象となっているものを使用する場合は、乙はその使用に関する一切の責任を負うものとする。

（疑義）

第６条　本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない場合は、その都度甲乙協議の上、乙は甲の指示に従い業務を遂行しなければならない。

（作業実施計画）

第７条　本業務の遂行にあたり、乙は次の書類を作成し、甲の承諾を得なければならない。また、変更した場合についても同様とする。

（１）　業務着手届
（２）　業務実施計画書
（３）　業務工程表
（４）　主任（管理）技術者届
（５）　その他甲が指示する関係書類

（主任（管理）技術者）

第８条　乙において選任する主任（管理）技術者は、本業務に精通した者とすること。なお、上記条件を確認するため、他の自治体における同種・同類業務の契約書類及び社員である証明書（健康保険書等）の写しを甲に提出しなければならない。

（報告の義務）

第９条　乙は、業務期間中において各工程中の実施状況・結果について甲に報告するものとする。また、打合せ事項については、乙が協議録を作成し甲が承認するものとする。

（情報セキュリティポリシーの遵守）

第１０条　乙は、本業務において甲の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないよう細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが確立されていることを証明しなければならない。具体的には、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度による認証（Information Security Management System:ISMS：JIS Q 27001）を受けていることを条件とし、乙は契約締結時にこれらを証明する書類を提出するものとする。なお、前記資格については、乙の作業拠点で取得しているものとする。

（成果品の帰属）

第１１条　本業務における成果品はすべて甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく使用または流用してはならない。ただし、本業務において構築されるシステムのソフトウェア等の著作権は乙または作成者に帰属し、甲はソフトウェア等の使用権（ライセンス）を保有するものとする。

（システム運用スケジュール）

第１２条　平成２３年１２月までに本システムの本格稼動を開始すること。システム構築の詳細スケジュールは、甲と乙で協議の上決定するが、概ね次の日程を想定している。

（１）　システム構築時期　平成２３年９月頃
（２）　操作説明・講習会　平成２３年１０月から１１月
（３）　システム運用開始　平成２３年１２月１日から

（関係官公署との折衝）

第１３条　乙は、関係官公署との折衝が必要な場合で、甲との協議を要するものについては、甲の指示を受けて折衝を行うものとする。

第２章　業務の内容

（概要）

第１４条　公会計における公共資産の整備を行うにあたり、甲が保有する公有財産台帳を基に、新たな公会計を目的とした土地、建物データの作成を行うものとする。データ作成を行うにあたっては、公共資産の管理状況を調査・分析し、精査・精緻化したデータ整備を行うものとする。なお、公共資産の整備に関するコンサルティング及び公有財産管理台帳整備・運用マニュアル作成も合わせて行うものとする。

システム構築においては、甲の財務規則を踏まえた上で公有財産事務の効率化（ＢＰＲ）を行い、公共資産とのデータ共有・運用・管理が行えるシステム構築を行うものとする。

本業務の概要は次のとおりとする。

（１）	公会計コンサルティング	１式
（２）	公有財産管理台帳整備・運用マニュアル作成	１式
（３）	公共資産データ整備（土地）	約９，５００筆
（４）	公共資産データ整備（建物）	約５００棟
（５）	貸付台帳整備（土地・建物）	約５０件
（６）	契約書ファイリング	約５０件
（７）	公有財産管理台帳システム構築	１式
（８）	公有財産ＧＩＳ	１式

（貸与資料）

第１５条　本業務に必要な貸与資料は次のとおりとし、使用保管に際しては紛失破損等しないよう責任をもって取扱い、指定期日までに返納するものとする。

（１）　固定資産課税台帳データ　CSV形式
（２）　公有財産台帳
（３）　公立学校施設台帳
（４）　貸付・借受財産台帳
（５）　賃貸借物件契約書
（６）　固定資産税概要調書
（７）　路線価図データ　Shape形式
（８）　状況類似地域界データ　shape形式
（９）　地番図データ　shape形式
（１０）　都市計画図（1/2,500）データ　shape形式
（１１）　町道認定路線網図データ　shape形式

（１２）　道路台帳調書　CSV形式
（１３）　航空写真データ
（１４）　その他必要資料等

（公有財産管理台帳整備の準備）

第１６条　公有財産管理台帳整備を行うにあたり、次の検討資料等を準備するものとする。
（１）　公有財産管理台帳整備基本方針策定の検討資料
（２）　インフラ資産・事業用資産区分の検討資料
（３）　公有財産管理台帳口座リスト（財産目録）の検討資料
（４）　整備水準確認シートの検討資料
（５）　資産計上基準の検討資料
（６）　資産評価基準の検討資料
（７）　資産調査シートの検討資料
（８）　売却可能資産基準の検討資料
（９）　決算統計データ振替処理の検討資料
（１０）　開始時貸借対照表資産計上基準の検討資料
（１１）　財源償却の検討資料
（１２）　未利用財産台帳整備手法の検討資料
（１３）　公有財産事務の効率化（ＢＰＲ）の検討資料
（１４）　公会計管理に伴う新たな事務処理基準の検討資料
（１５）　その他公有財産管理台帳整備に関する検討資料

（公会計コンサルティングの概要）

第１７条　公有財産管理台帳整備・運用マニュアルを作成することを目的とし、各種検討資料等を基本としたコンサルティング（実務指導・支援）を行うものとする。
２　乙は、新地方公会計制度実務研究会報告書及び新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引等を十分理解したうえで、他市町村の整備状況を踏まえながら、甲の実態に即した一定基準以上のコンサルティングを行うものとする。

（コンサルティングの範囲）

第１８条　公有財産管理台帳整備の会計区分範囲は、普通会計（公営企業会計以外の特別会計含）とし、整備対象資産の範囲は非金融資産の事業用資産及びインフラ資産とする。

（既存資料の分析）

第１９条　公有財産管理台帳を整備することを目的とした、既存資料整備水準の分析を行うものとする。具体的には、公有財産管理台帳（公共資産データ）整備を踏まえ、甲の要望と実状に応じた必要資産計上項目及び各種台帳管理項目の分析を行い、問題点の抽出や課題の整理を行うものとする。

（公有財産事務手続きの分析）

第２０条　甲の財務規則等から、公有財産事務に関する異動処理及び貸付・借受財産の事務手続等を分析するものとする。
２　分析に際しては、本システム導入を想定した事務手続きフローを作成し、効率的な事務（取得、管理、処分及び登記等）のあり方をコンサルティングするものとする。
３　前項を踏まえ、公会計事務手続と合わせた合理的な異動事務及びデータ共有手法の検討を行うものとする。

（公有財産管理台帳整備説明会）

第２１条　公有財産管理台帳整備に係る各所管課に対し、以下の実務研修会を必要に応じて行うものとする。
（１）　公有財産管理台帳整備基本方針
（２）　資産計上基準及び評価基準
（３）　資産調査シート記入方法

（公有財産管理台帳整備・運用マニュアル作成）

第２２条　公会計コンサルティングより検討した結果を取りまとめ、公有財産管理台帳整備・運用マニュアルを作成するものとする。なお、公共資産の段階的な整備を職員自ら行え、システム導入後のデータ異動処理及び評価替等も行えるマニュアルとする。

第３章　　公共資産データ整備

（計画準備）

第２３条　公会計コンサルティングにおいて作成した公有財産管理台帳整備・運用マニュアルを踏まえ、合理的かつ能率的な工程別の作業計画を立案するものとする。立案するにあたり、業務実施方法、実施基準、実施要領を定め、業務工程表及び業務実施計画書等の作成を行うものとする。

（資料収集整理）

第２４条　資料等を収集し、業務が円滑に行えるよう調査範囲や内容を十分網羅しているかの確認を行い、不明点等は協議により明確にするものとする。

（公共資産データ整備要領作成）

第２５条　土地、建物の公共資産データ整備要領を作成し、精査・精緻化する具体的なデータ整備の方法・手順等を定めるものとする。また、公共資産データには貸付財産を含むものとする。

（公共資産データ作成）

第２６条　公共資産データ作成においては、公共資産データ整備要領に即して行うものとする。

２　土地については、航空写真を用いて現況地目の判読作業を行うものとする。なお、判読後の地目は公有財産台帳現況地目としてマスタ修正を行うこととする。

３　公共資産データ作成において、不足項目・不明項目等、乙がデータ作成及び判断不可能なものは、不明箇所リスト等を作成し、速やかに甲へ提出するものとする。

４　甲は、不明箇所リストの不足項目・不明項目等の加除修正を行い、乙へ変更内容を提示するものとする。なお、不明データの取扱いについては、甲乙協議のうえで決定するものとする。

５　事業用資産として確定した土地については、甲が法務局へ全部事項証明書の請求を行うものとする。乙は、全部事項証明書と既存公共資産データの内容確認を行い、相違箇所がある場合は、全部事項証明書を正として修正を行うものとする。

（現地確認調査）

第２７条　売却可能資産の現地調査用資料を作成し、現況地目・利用状況確認及び写真撮影を行い、現地調査報告書を作成するものとする。

（土地評価額算定）

第２８条　土地評価額算定においては、公共資産データ整備要領に即して行うものとする。なお、売却可能資産については、実現可能価値または市場価値により評価を行うものとする。

（賃貸借契約書ファイリング）

第２９条　公有財産賃貸借物件に関する契約書等をスキャナー収録（モノクロ300dpi）し、システム運用が円滑に行なえるよう整理・分類を行いデータファイル作成するものとする。なお、スキャニング作業中は資料が損傷しないよう十分注意するものとする。

２　賃貸借物件において契約書等の関連資料が不足している場合は、乙はリストを作成し甲へ報告するものとする。

３　賃貸借物件において、契約事項の確認を行い、契約期間超過等の不明な記載内容がある場合は、乙はリスト作成を行い、速やかに甲へ報告するものとする。

（システム用データファイル作成）

第３０条　本業務にて導入する公有財産管理台帳システム及び公有財産GIS用データファイルを作成するものとする。

第４章　システム構築

（システムの概要）

第３１条　基準モデルに基づき整備した公有財産の情報を一元的に管理し、全庁的に情報を共有するもので、従来の公有財産台帳管理が行えるほか、未利用資産の利活用促進を図ることを想定し、土地等のデータとＧＩＳ機能とのデータベース連携を図ったシステムとする。

（システムの形態）

第３２条　庁内LAN環境を利用して、接続する端末（約２００台）全てから閲覧・更新等が可能な状態であること。また、同時利用数は１０アクセスを想定している。

２　乙は、既存ネットワークの調査を行い、必要であれば甲乙協議の上、既存ネットワーク機器の設定変更を乙の負担により行うものとする。

（クライアント要件）

第３３条　甲のクライアントは、主にノートパソコンである。ついては、次のスペック以上のクライアントで利用可能であること。なお、ノートパソコンのOSについては、順次 Windows 7に移行していく可能性があり、使用するブラウザもMicrosoft Internet Explorer Ver7及びVer8に移行していく可能性が高いので、これらにも対応可能なシステムを構築すること。

（１）　CPU　Intel Coro Duo 1.6GHz
（２）　ハードディスク　80GB
（３）　メモリ　1GB
（４）　OS　Windows XP SP2以降
（５）　ブラウザ　Microsoft Internet Explorer Ver6.0 SP2以降

（ソフトウェアの追加）

第３４条　本システムの導入により、プラグインやアプリケーション実行環境等の追加ソフトウェアを必要としないこと。ただし、.NET Framework等マイクロソフトが修正パッチを随時提供しているものの利用は認めるが、甲において未導入のソフトウェアについては、事前に甲の承認を得ることを前提に、乙の負担で導入すること。

（システムの稼働時間）

第３５条　本システムは、原則として２４時間３６５日稼動すること。

（データのバックアップ）

第３６条　バックアップは、オペレーションシステムを含むシステムバックアップと、日々更新されるデータのバックアップに分けて取得するように設計すること。データバックアップは、自動バックアップを基本とし、それぞれの復元方法について手順書を作成し納品すること。なお、バックアップ周期は、システムバックアップについてはシステム更新時毎、データバックアップについては２週間に１回以上とし、２世代以上を保存し、必要に応じて任意の世代データをシステムに復元できること。

（将来の拡張性）

第３７条　本システムにおいて、将来的なデータ量の増加に備え、あらかじめ拡張性を考慮すること。導入当初に必要なディスク容量に加え、５年後に必要となるディスク容量を予測し、将来的な対策も提案すること。

（システム機能）

第３８条　共通機能として、最低限以下の機能を有すること。なお、ユーザ情報については、組織改正及び人事異動等により大量処理する必要があるので、一括処理できる機能を有すること。

（１）　任意条件（大字別・施設別・面積要件等）による様々な検索・閲覧機能
（２）　検索結果の印刷及びExcel形式（一部CSV形式でも可）での出力機能
（３）　各種マスタのメンテナンス機能
（４）　各種データの異動履歴管理
（５）　ユーザの権限による管理機能（閲覧項目含む）
（６）　CSV形式データによる一括入出力、修正機能

２　公有財産台帳機能として、最低限以下の機能を有すること。なお、異動に関しては、登記異動のみならず、用途変更や所管課の変更、分合処理等の内部異動も含む。

（１）　施設（口座）の管理
・新規登録、異動、修正、削除
・施設コード、所在地、名称、所管課、用途別等による検索
（２）　固定資産（有形・無形）の管理（複合施設の管理も対応すること）
・新規登録、異動、修正、削除（除売却等含む）
・施設コード、所在地、所管課、用途別、大字単位等による検索
（３）　大規模修繕の履歴管理
（４）　リース資産の管理
・新規登録、異動、修正、削除
・施設コード、所管課、用途別等による検索
（５）　利活用状況管理
・貸付、使用許可、借受、未利用資産等の状況及び相手方等の入力
・利活用状況別による検索
（６）　固定資産の火災保険付保情報管理
（７）　検索した土地等のGIS機能への展開

（８）　各種調書の印刷及びExcelファイルでの出力機能
・財産に関する調書
・公有財産増減集計表
・公有財産増減明細表
・公有財産総括一覧表
・貸付、借受、使用許可財産一覧表
・施設一覧表
・公有財産台帳（施設別、所管課別、用途別、財産別等）
・処分台帳
・取得財産一覧表
・未利用財産一覧表
・任意クロス集計表

３　公会計対応機能として、最低限以下の機能を有すること。
（１）　建設仮勘定の管理
・新規登録、異動、修正、削除
・施設コード、所管課、用途別、名称等による検索
（２）　各固定資産に応じた資産評価
（３）　各固定資産の再評価（評価差額の計算も含む）
（４）　各固定資産の除売却損益計算
（５）　各固定資産の減価償却計算
（６）　各固定資産の財源管理
（７）　各種調書の印刷及びExcel形式（一部CSV形式でも可）での出力機能
・固定資産台帳（施設単位や種別単位等）
・固定資産明細表
・固定資産現在高集計表
・建設仮勘定台帳
・売却可能資産一覧表
・任意クロス集計表
（８）　任意の項目について、特定の課でしか閲覧できないように設定可能なこと。

第５章　公有財産ＧＩＳ

（システムの概要）

第３９条　GIS機能は、使いやすさを重要視したシステム構築を行うものとする。特に場所を表示するまでの速さを要求するものとし、地図の検索・表示・印刷機能に関しては十分なシステム機能を備えること。なお、公有財産GISは、公有財産管理台帳システムとデータベース連携を図るものとする。

（データ形式）

第４０条　GIS機能で運用するシステム及びデータのフォーマットは、甲の既存GISで利用しているshape形式で入出力が可能な形式とする。

（共有利用する基盤データ）

第４１条　GIS機能で利用するデータは、次のベースマップデータを予定している。なお、データ利用にあたっては関係課との協議によって決定するものとする。
（１）　都市計画図（1/2,500）データ
（２）　航空写真データ
（３）　地番図データ
（４）　住宅地図データ（新規導入すること。）

（システム機能）

第４２条　公有財産GISは、最低限以下の機能を有すること。
（１）　地番、目標物、属性等による検索
（２）　移動、拡大・縮小表示、表示レイヤ制御、属性の表示
（３）　地図出力
（４）　地図の回転表示
（５）　任意距離、面積の計測
（６）　作図及び修正（ポリゴン）
（７）　レイヤ編集

（８）　データ編集・取込
（９）　ファイリング
（１０）　公有財産管理台帳システムへの展開
（１１）　更新された地番図データの取込

第６章　導入機器

（機器仕様）

第４３条　本システムにおいて導入する関連機器については、次の仕様以上の性能を有するものとする。また、可能な限り省スペース、省エネルギーのものを選定すること。

（１）　サーバ

１．CPU及びメモリ
　１０ユーザが同時利用しても、快適に動作するスペックとする。

２．OS
　Windows Server2008 Standard以上

３．ハードディスク
　登録する財産情報及び地図情報を管理することができ、導入するシステムのすべての機能を利用することを前提として、データを管理するのに十分な容量とする。

４．無停電電源装置
　停電時に安全停止するための十分な電源を供給でき、停電時の自動停止、復電時の自動再起動機能を備えること。

５．バックアップ装置
　外部メディアへ定期的にバックアップを取得できること。

６．モニタ
　XGA（1024×768）以上の解像度の液晶モニタとする。

７．セキュリティ
　ウイルス対策ソフトを導入し、定期的に最新の定義ファイルへの更新を行うこと。

※　導入するサーバ機器については、台帳DBサーバと地図DBサーバの２台とする。乙は導入前に、甲に機種名及び機器構成を提示し、設置予定場所やネットワーク管理等について、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（２）　デスクトップ型パソコン

１．CPU
　Intel Core i7 2.9GHz

２．ハードディスク
　160GB

３．メモリ
　4GB

４．OS
　Windows XP Professional SP3（Windows 7 Professional 正規版32ビット ダウングレード版）

５．光学ドライブ
　DVDスーパーマルチドライブ

６．ビデオコントローラ
　NVIDIA GeFroce GT330 1GB

７．モニタ
　22インチ ワイドTFT液晶モニタ
　解像度WSXGA （1680×1050）

８．その他
　キーボード、スクロールマウス、他

９．関連ソフト
　Microsoft Office Professional Plus　2010(最新版)
　FUJI XEROX　DocuWorks 7.1(最新版)
　建設系CAD V-nas 最新版

（３）　カラープリンター

１．印刷速度
　（モノクロ）A4:30枚/分（カラー）A4:30枚/分

（両面印刷）A4:28ページ/分
２．最大解像度
1200dpi
３．メモリ
512MB
４．用紙サイズ
手差しトレイ：A3～A6、はがき、不定形紙
用紙カセット：2段（A3、A4）
手差しトレイ：100枚
５．給紙容量
用紙カセット：550枚×2段
６．両面印刷
対応すること

第７章　その他

（マニュアル整備）

第４４条　乙は、本システムの構築にあたり、「閲覧者用」と「管理者用」のシステムの取扱説明書（電子版と紙版）を作成し、納品するものとする。また、今後予想される業務課題やシステム機能の改善要求等を取りまとめ、最適な課題解決・改善方法を提案することとする。

（納入成果品）

第４５条　本業務における納入成果品は次のとおりとする。

（１）	公共資産データ整備要領	１部
（２）	公共資産データ	１式
（３）	不明箇所リスト	１部
（４）	現地調査報告書	１部
（５）	契約書ファイリングデータ	１式
（６）	賃貸借関連リスト	１部
（７）	公有財産管理台帳整備・管理マニュアル	１部
（８）	ソフトウェアライセンス証明書	１部
（９）	公有財産管理台帳システム　同時アクセス１０ライセンス	
（１０）	公有財産管理台帳システム取扱説明書	１部
（１１）	公有財産ＧＩＳ　同時アクセス１０ライセンス	
（１２）	公有財産ＧＩＳ取扱説明書	１部
（１３）	住宅地図データ（Zmap-TOWNⅡ）　同時アクセス１０ライセンス	
（１４）	導入機器（サーバ２台、クライアント１台、その他周辺機器）	１式
（１５）	その他、甲が指示するもの	１式